

区分番号	診療行為コード	省略漢字名称	変更区分	訂正箇所	訂正前		訂正後	備考
A205-00	190290150	救急医療管理加算 1（診療報酬上臨時的取扱・転院）	3（新設）		新設			【令和4年10月1日から適用】 令和4年9月27日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その76）」に基づき新設
A210-00	190290070	二類感染症患者入院診療加算（リハビリ・診療報酬上臨時的取扱）	3（新設）		新設			【令和4年10月1日から適用】 令和4年9月27日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その76）」に基づき新設
D023-00	160234950	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）	3（新設）		新設			【令和4年10月1日から適用】 令和4年9月30日付け保医発0930第9号「検査料の点数の取扱いについて」に基づき新設
N005-03	160235050	ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	3（新設）		新設			【令和4年10月1日から適用】 令和4年9月30日付け保医発0930第9号「検査料の点数の取扱いについて」に基づき新設
A002	112026270	（選）病床数が200以上の病院再診（50点減算）	5（変更）	労災算定不可区分	2		0	【令和4年10月1日から適用】 令和4年3月31日付け基補発0331第3号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」に基づき変更
A002	112026370	（選）病床数が200以上の病院再診（37点減算）	5（変更）	労災算定不可区分	2		0	【令和4年10月1日から適用】 令和4年3月31日付け基補発0331第3号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」に基づき変更
A002	112026470	（選）病床数が200以上の病院再診（27点減算）	5（変更）	労災算定不可区分	2		0	【令和4年10月1日から適用】 令和4年3月31日付け基補発0331第3号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」に基づき変更
B000	113044770	（選）病床数が200以上の病院再診（医学管理等）（50点減算）	5（変更）	労災算定不可区分	2		0	【令和4年10月1日から適用】 令和4年3月31日付け基補発0331第3号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」に基づき変更
B000	113044670	（選）病床数が200以上の病院初診（医学管理等）（200点減算）	5（変更）	労災算定不可区分	2		0	【令和4年10月1日から適用】 令和4年3月31日付け基補発0331第3号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」に基づき変更
-	101110060	初診料（文書による紹介がない患者）（同一日複数診療科受診）	3（新設）		新設			【令和4年10月1日から適用】 令和4年3月31日付け基補発0331第3号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」に基づき新設